

別紙

諮問第1682号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求を却下とした処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求に対し、警視総監が令和4年9月9日付けで行った開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年2月6日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年1月15日に実施機関から理由説明書を收受し、同年1月29日（第217回第三部会）及び同年2月22日（第218回第三部会）に審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件却下処分について

実施機関は、本件却下処分に至る経緯について、審査請求人が実施機関に対し行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、本件とは別に

審査請求（以下「別件審査請求」という。）を行っていることを説明する。

その後審査請求人が、別件審査請求の手續において法38条1項の規定に基づき、提出書類等の閲覧等の請求（以下「別件閲覧請求」という。）を行ったことから、実施機関は、対象となった提出書類のうち閲覧等をさせることが適切でないと判断した箇所のマスキング（以下「本件被覆行為」という。）を行った上で、審査請求人に閲覧させ、その写しを交付したとのことである。

実施機関は、本件開示請求において審査請求人が本件被覆行為の根拠を求めているものと認め、その根拠については、法38条1項に規定される「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に該当するためであり、他に根拠となった法令やマニュアル等は存在しないことから、審査請求人が開示を求める文書を法が掲載されている官報と特定したとのことである。

よって、実施機関は、官報が条例2条2項1号により開示請求の対象となる公文書から除かれるものであることから、本件開示請求を却下したと説明する。

#### イ 本件却下処分の妥当性について

審査会は、実施機関に対し、別件閲覧請求の対象となった提出書類（以下「別件閲覧請求対象文書」という。）の提示を求め、確認を行った。

別件閲覧請求対象文書の被覆された部分を見分したところ、これらが個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることが確認された。

また、法38条1項後段には「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。」と定められている。

審査会が検討したところ、本件被覆行為は、法38条1項に定めるおそれその他正当な理由があり、閲覧等をさせることが適切でないと判断した箇所に行ったものであることから、本件被覆行為の根拠が同条項であるとする実施機関の判断は、審査会として首肯できる。また、他に根拠とする法令やマニュアル等が存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

そして、法は官報に掲載されており、条例2条2項1号において、官報等は条例に定める公文書に該当しないこととされている。

したがって、本件開示請求を却下とした実施機関の処分は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

<p>本件開示請求</p>	
<p>議事録、通知書、指示書その他の文電（自然人（別件請求にかかり、提書等、その印刷元となった電磁記、もしくはそれらの複製物に対し部分的にマスクングを施した自然人（以下、このマスクングの実施を「特定マスクング」という。))が、特定マスクングをするにあたり、よりどころ若しくは根拠とした文電または同自然人が特定マスクングをする起因となった文電）</p> <p>ただし「別件請求」は都公委（警・訟・訟1）第4556号の文書で応答が行われた行政不服審査法38条1項の請求を、「提書等」は「提出書類等」を、「文電」は文書または電磁記を、「電磁記」は東京都情報公開条例2条2項の「電磁的記録」をそれぞれいう。</p>	
<p>決定内容</p>	<p>却下の理由</p>
<p>却下</p>	<p>「別件請求」について、対象となった書類に「部分的にマスクング」をした根拠として該当するものは、行政不服審査法38条1項の条文となります。</p> <p>行政不服審査法は官報に掲載されており、官報は、条例2条2項1号により、同項に規定する開示請求の対象となる公文書から除かれることから、開示請求を却下します。</p>